

女性活躍推進法に基づく情報公表

公表日:2026 年 4 月 1 日

1.男女間賃金差異

男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)	
全労働者	84.6%
正社員	83.1%
有期契約社員	42.7%

対象期間 : 2025年度(2025年4月1日～2026年3月31日)

賃金 : 基本給、超過労働等各種手当、賞与を含み、退職手当、通勤手当等を除く

正社員 : 在籍出向者・他社への派遣社員を含む

有期契約社員 : アルバイト・嘱託を含み、受入派遣社員を除く

※嘱託は定年再雇用者であり男性のみ在籍中

2.女性管理職比率

9% (2026年3月31日時点)

3.採用した労働者に占める女性労働者の割合

25%

※対象期間:2025年度(2025年4月1日～2026年3月31日)